

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、すべての児童に関係する問題であり、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

児童に関わるすべての大人は、「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という意識をもち、「いじめをしない！させない！許さない！児童を育成する」という強い願いのもと、それぞれの役割と責任を自覚し、協力していじめ防止等に当たる。「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである」ことを認識し、学校では、児童が安心して望ましい人間関係を築くとともに、自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を向上させるよう努める。

## 2 いじめの未然防止のための取組

いじめの未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。

### (1) 学級経営の充実

- 児童が、自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう、一人一人が活躍できる場をつくり、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する等、望ましい人間関係をつくる。
- ・ 3つの心（美しさを大切にする心、友達を大切にする心、値打ちある活動を大切にする心）を常に児童や教職員一人一人の心に刻む取組を続ける。
  - ・ 休み時間に児童と遊び、的確な児童理解と絆づくりに努める。
  - ・ 仲間に対する偏った見方・考え方を許さず、よさを認め合うよう指導する。
  - ・ 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動で、児童に偏った見方・考え方をもたせることのないようにする。
  - ・ 児童一人一人が自己肯定感・自己有用感を味わえているか、QU アンケートの検査結果を生かして学級経営を見直す。
  - ・ ソーシャルスキルトレーニングを実施し、他人とのつきあい方、接し方を学習させる。

### (2) わかる授業づくり

- 児童一人一人が楽しくわかる授業を行い、自己肯定感や自己有用感を味わわせる。
- ・ 単位時間のねらいを明確にし、単元における本時の役割を明らかにした授業を行う。
  - ・ すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
    - 「できる・やれるという手応えをつかむ」→「実際に問題を解く・検証する・実験する・やってみる」→「考えや思いを伝える（広める）」→「友達の意見と比べる・考え直す（深める）」→「認められる・価値づけられる」
  - ・ 構造的な板書作りに努める。

### (3) 生命や人権を大切にする指導

- 生や死の意味について真剣に考え、命のかけがえのなさや人生が一度しかないことについて理解させ、命の大切さや生きる喜びを実感として捉える指導を行う。
- ・ 児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識が育つ道徳教育を充実する。（3つの心の「友達を大切にする心」ともつなげる。）
  - ・ 道徳の授業では資料の分析をし、ねらいとする価値を明確にした上で児童の実態に合った指導、発問を考える。

- ・「心のノート」を活用して、授業や生活に意欲的に取り組むよう指導する。
- ・ひびきあい集会に向けた活動を通して、生命や人権を大切にする指導をする。

#### (4) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機、SNS等、望ましい使い方ができるよう情報モラル教育を行う。
- ・懇談会等で話題にし、保護者と連携をとり協力して指導する。

### 3 いじめの早期発見・早期対応

早期発見の基本は、①児童のささいな変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③(情報に基づき)速やかに対応すること、である。

#### (1) 児童の観察

児童の小さな変化にも気づき、いじめではないかとの疑いをもって関わるようにする。

- ・健康観察などで一人一人の表情を観察する。
- ・休み時間は児童と遊び、遊びを装っていじめが行われていないかを観察する。
- ・給食配膳、掃除等では児童に寄り添って動き、児童のささいな変化や内面の把握に徹する。
- ・児童、教師間で交わされる日記等を活用し、児童のささいな変化を見逃さないよう努める。

#### (2) 「お話聞いて」アンケートの実施

定期的なアンケートを行うことで、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ・1学期、2学期、3学期に「お話聞いて」アンケートを行い、担任が全児童のアンケートを確認し、児童理解に生かす。アンケート用紙の保存期間は、5年とする。
- ・自分自身のことに加えて、「自分の周りで困っている子はいないか」問いかける設問を設け、いじめの早期発見に努める。

#### (3) 教育相談の実施

教育相談を定期的に行い、的確な児童理解に基づいた指導を行う。

- ・「お話聞いて」アンケートを行った後、担任は学級全員の児童と教育相談を行う。その際、受容かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にする。
- ・アンケートや教育相談の内容を養護教諭、生徒指導等と共有し、必要に応じてスクールカウンセラー、民生委員、子ども相談センター等と協力し、保護者と連携をとりながら指導する。

#### (4) 教職員研修の充実

一人一人の教職員が早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう教育相談体制と校内研修を充実させる。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等に取り組むことができるよう、職員会や夏季休業中に校内研修を行う。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から学ぶ研修を行う。
- ・定期的に「いじめ防止チェックシート」を活用した意識の向上を図る。

#### (5) 教育相談体制の充実と情報共有

「報告・連絡・相談」を励行し(迷ったら報告・相談し)、全職員で指導する体制をとる。

- ・児童観察やアンケート等でささいな変化を認めたととき、学年主任、生徒指導、養護教諭等に報告・相談し、チームで指導する。
- ・児童が全職員の誰にでも話ができるようにするとともに、即時情報を共有し、組織対応できる体制を充実する。
- ・保護者に連絡し、家庭と連携して指導する。

### 4 いじめの防止等(未然防止、早期発見、対処)の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめ防止対策推進法 第22条)

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、情報を共有し組織的に対応する。

**(1) 「教育相談・いじめ・不登校対策委員会」**

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、該当学年主任、該当担任、スクールカウンセラーで構成される。担任は、いじめではないかと思われる事実が認められたら、「教育相談・いじめ・不登校対策委員会」に報告する。生徒指導主事が中心となって、事実確認や指導の方向を話し合い、協力して指導する。

**(2) 生徒指導交流**

定期的な打ち合わせの中に生徒指導交流の時間を位置づけ、全職員が情報を共有して児童を指導する。

- ・事実の報告だけでなく、指導の見通し、内容等も報告し合い、教職員一人一人の生徒指導力の向上を図る。

**5 いじめの未然防止、早期発見・早期対応の年間計画**

月	取組内容	備考
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」説明</li> <li>・学校だより、学校ホームページによる「方針」の発信</li> <li>・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応）</li> <li>・家訪問の実施</li> <li>・PTA 総会で「方針」の説明</li> </ul>	
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員との交流会実施</li> <li>・QU テストの実施</li> </ul>	小中高生徒指導連絡協議会
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「お話聞いて」アンケートの実施、教育相談の実施</li> <li>・坂祝っ子のめあて「みんなでつくるあったかなかま」に向けた取組</li> <li>・「友達の日」の実施</li> </ul>	加茂郡生徒指導連絡協議会、学警連
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1学期のやりきり活動</li> <li>・スマートフォンや通信型ゲーム機等における情報モラルの指導</li> <li>・保護者との二者懇談の実施</li> </ul>	第1回県いじめ調査
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修会の実施</li> <li>・「方針」の見直し</li> </ul>	夏季休業中の指導
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより、学校ホームページによる「方針」の発信</li> <li>・運動会を通じた人間関係づくり</li> </ul>	
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・坂祝っ子のめあて「大切な自分・友達ありがとう」に向けた取組</li> <li>・QU テストの実施</li> </ul>	
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「お話聞いて」アンケートの実施、教育相談の実施</li> <li>・ひびきあい集会に向けての取組</li> </ul>	
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2学期のやりきり活動</li> <li>・「方針」の見直し</li> </ul>	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度の取組計画</li> <li>・大縄大会を通じた人間関係づくり</li> <li>・新1年生半日入学にて「方針」の説明</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・坂祝っ子のめあて「自信マンマン」に向けた取組</li> <li>・1年間のやりきり活動</li> <li>・「お話聞いて」アンケートの実施</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間の評価</li> </ul>	第3回県いじめ調査

※教育相談・いじめ・不登校対策委員会は必要に応じて随時行う。

## 6 いじめ問題発生時の対応

いじめが発見された場合は、特定の教職員で抱え込まず、「教育相談・いじめ・不登校対策委員会」で方針を確認し、速やかに事実確認や情報収集を組織的に行う。事実関係を明らかにし、いじめを受けた児童を守り通すとともに、本人や保護者に明らかになった事実を説明し、本人や保護者の意向をふまえつつ、いじめた児童に指導する。

### (1) 「教育相談・いじめ・不登校対策委員会」の対応、指導

- ・いじめを受けた児童、いじめた児童の順に言い分を十分に聞くとともに、その他事情を知る者などからの聞き取りを行い、事実関係を明らかにする。
- ・いじめを受けた児童には深い愛情をもって、共感的理解に心がけ、迅速に対応する。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習に取り組める環境を確保する。
- ・いじめた児童には、自己を厳しく見つめて自らの行為の責任を自覚させ、心の弱さを乗り越えられるよう指導する。
- ・事実と指導内容を保護者に確実に伝える。

#### <大まかな対応順序>

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職等への報告と対応方針の決定
- ③事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る。）
- ④いじめの受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

### (2) いじめが起きた集団の指導

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つ。いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。

- ・いじめを見ていた児童に、自分の問題として捉えさせる。観衆や傍観者も、いじめに荷担する行為であることを理解させる。
- ・いじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行う。
- ・すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

### (3) 解消についてとその後の継続的な指導の在り方

#### <いじめの解消について>

いじめの解消については、少なくとも次の2点の要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係わる行為が相当期間止んでいること

その相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。

いじめが解消したと思われた後も、知らないところで陰湿ないじめが継続することがある。継続的に児童の行動を見守ったり、定期的に教育相談をもったりして、時間をかけて丁寧に指導し、見届けを行う。

### (4) 「重大事態」と判断されたときの対応

#### 重大事態の定義

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することをよぎなくされている疑いがあると認める」事態

- ・「教育相談・いじめ・不登校対策委員会」のメンバーに主任児童委員、地域安全指導員を加えて組織を置く。
- ・教育委員会に報告し、教育委員会の指導の下、事実関係の調査にあたる。
- ・調査結果を教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童、保護者に事実関係などの情報を提供する。
- ・児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。